

スマホソフトウェア競争促進法
説明資料

これまでの経緯（主な出来事）

平成30年（2018）

6月：「**未来投資戦略2018**」→プラットフォーム型ビジネスの台頭に対応したルール整備のため、基本原則を定め、これに沿った具体的措置を早急に進める

7月：「**デジタル・プラットフォームを巡る取引環境整備に関する検討会**」の立上げ（公正取引委員会、経済産業省及び総務省）

12月：「**プラットフォーム型ビジネスの台頭に対応したルール整備の基本原則**」→透明性及び公正性を実現するための出発点として、大規模かつ包括的な徹底した調査による取引実態の把握を進める

令和元年（2019）

1月：公正取引委員会デジタル・プラットフォームの取引慣行等に関する実態調査開始

9月：**内閣官房デジタル市場競争本部（デジ本部）**の設置

令和2年（2020）

4月：**公正取引委員会デジタル市場企画調査室**の設置

5月：「**特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律**」成立

令和3年（2021）

4月：「**特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律**」運用開始

4月：デジ本部 デジタル広告市場の競争評価 最終報告

6月：デジ本部 モバイル・エコシステムに関する競争評価の開始

10月：公取委 モバイルOS等に関する実態調査開始（対外公表）

令和5年（2023）

2月：公取委 モバイルOS等に関する実態調査報告書

6月：デジ本部 モバイル・エコシステムに関する競争評価 最終報告

令和6年（2024）

6月：「**スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律**」成立

令和7年（2025）

12月：「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律」全面施行

令和8年（2026）

公正取引委員会による実態調査とデジタル分野のルール整備

公正取引委員会

デジタル市場競争会議

(事務局：内閣官房)

ルール整備の状況

オンラインモール・アプリストア
の実態調査報告書
(令和元年10月)



デジタルプラットフォーム取引透
明化法案の方向性の決定
(令和2年1月)



・同法成立 (令和2年5月)
・オンラインモール・アプリストア分野を対象と
して運用開始 (令和3年4月)

デジタル広告分野の実態調
査報告書
(令和3年2月)



デジタル広告分野の競争評価
→同分野をデジタルプラットフォーム取引透
明化法の対象に追加する方針を決定
(令和3年4月)



・デジタル広告分野を同法の対
象に追加
・デジタル広告分野における対象事業者を
指定し運用開始
(令和4年10月)

モバイルOS等に関する実態
調査報告書
(令和5年2月)



モバイル・エコシステムに関する
競争評価 最終報告
(令和5年6月)



・スマホソフトウェア競争促進法
成立・公布
(令和6年6月)

モバイルOS市場やアプリ流通サービス市場における競争制限的な行為に対して、独占禁止法の執行により対処しようとする場合には、市場画定や競争上の弊害の立証に時間を要するほか、セキュリティやプライバシー等の論点の検証に多大な検証作業が必要となり得るなど、最終的な結論を得るまでに多大な時間を要し得ることから、独占禁止法の執行による対応を補完するため、必要な範囲で法律による制度整備により担保することが有効

略称：スマホソフトウェア競争促進法（MSCA）

令和6年 6月 成 立（令和6年法律第58号）
令和6年12月 一部施行
令和7年12月18日 全面施行

第一章 総則（第1条・第2条）

第二章 特定ソフトウェア事業者の指定等（第3条・第4条）

第三章 指定事業者の義務

 第一節 指定事業者の禁止行為（第5条～第9条）

 第二節 指定事業者の講ずべき措置（第10条～第13条）

 第三節 指定事業者による報告書の提出等（第14条）

第四章 違反に対する措置等

 第一節 調査等（第15条～第17条）

 第二節 排除措置命令等（第18条～第30条）

第五章 差止請求、損害賠償等（第31条～第41条）

第六章 雑則（第42条～第48条）

第七章 罰則（第49条～第58条）

スマホソフトウェア競争促進法の目的

第一条 この法律は、我が国においてスマートフォンが国民生活及び経済活動の基盤としての役割を果たしていることに鑑み、スマートフォンの利用に特に必要な特定ソフトウェアの提供等を行う事業者に対し、特定ソフトウェアの提供等を行う事業者としての立場を利用して自ら提供する商品又は役務を競争上優位にすること及び特定ソフトウェアを利用する事業者の事業活動に不利益を及ぼすことの禁止等について定めることにより、**特定ソフトウェアに係る公正かつ自由な競争の促進**を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

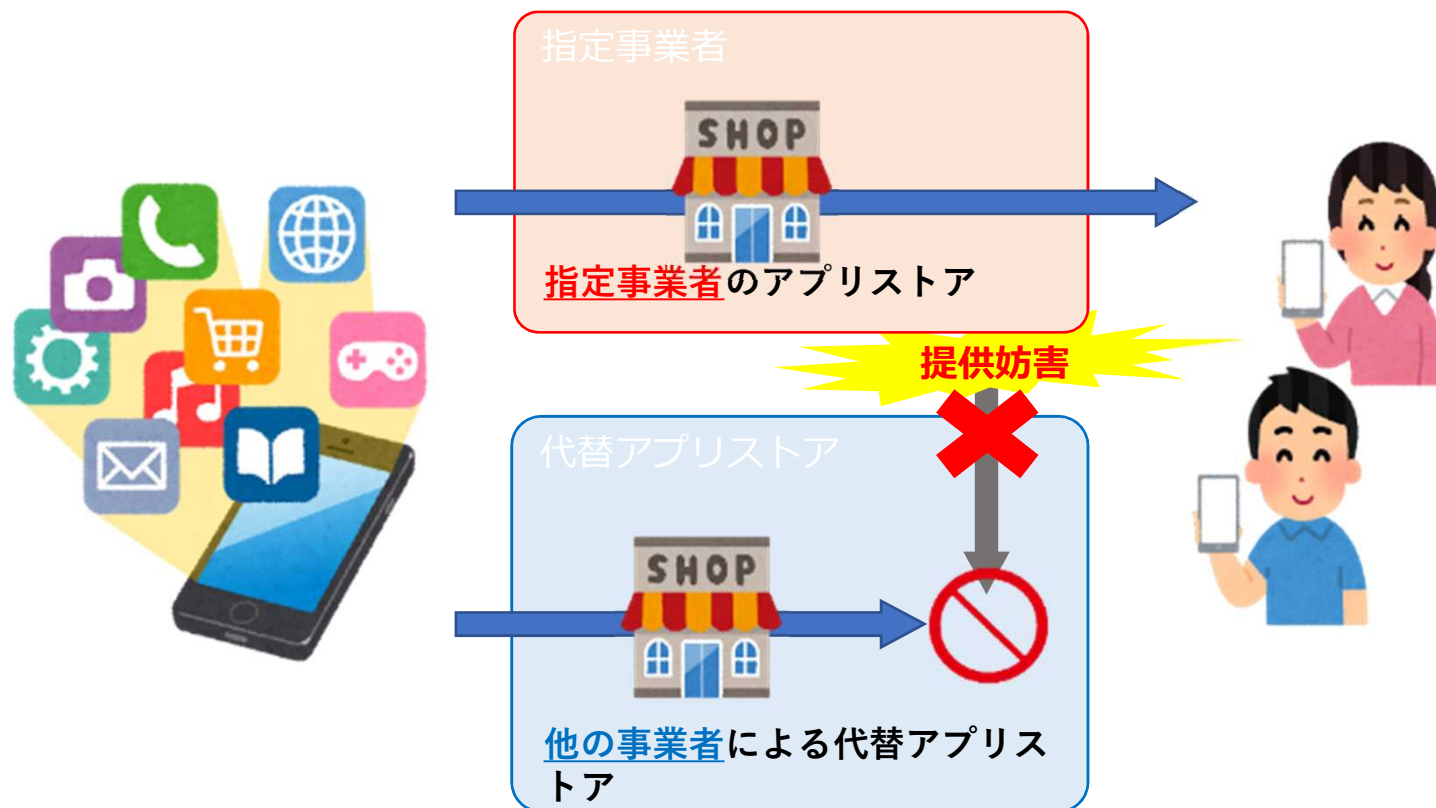
- **スマートフォンが急速に普及し、国民生活及び経済活動の基盤**となる中で、**スマートフォンの利用に特に必要な特定ソフトウェア（モバイルOS、アプリストア、ブラウザ、検索エンジン。これらを総称して「特定ソフトウェア」という。）の提供等を行う事業者は、特定少数の有力な事業者による寡占状態**である。
- 特定ソフトウェアに係る市場においては、当該事業者の競争制限的な行為によって、公正かつ自由な競争が妨げられている。一方、これらの市場については、**新規参入等の市場機能による自発的是正が困難**であり、また、**独占禁止法による個別事案に即した対応では立証活動に著しく長い時間を要するとの課題**があることから、**公正かつ自由な競争を回復することが困難**である。
- こうした状況を踏まえ、スマートフォンの特定ソフトウェアについて、**セキュリティの確保等を図りつつ、競争を通じて、多様な主体によるイノベーションが活性化し、消費者がそれによって生まれる多様なサービスを選択できその恩恵を享受できるよう、競争環境を整備する**必要がある。

スマホソフトウェア競争促進法の規制の概要（禁止行為と遵守義務）

指定事業者に対する規制		正当化事由	規制の実効的な運用のための手続						
			行政処分		罰則		私訴等		
			是正措置	課徴金 納付命令	命令違反	確定命令違反	差止請求	無過失 損賠	緊急 停止 命令
禁 止 行 為	①取得したデータの不当な使用の禁止 【5条】	—	排除措置 命令	—	過料50万	[個人] 拘禁刑2年 罰金300万	○	○	○
	②アプリ事業者に対する不公正な取扱いの禁止 【6条】	—		—					
	③他のアプリストアの提供妨害の禁止 【7条1号】	○		20%					
	④モバイルOSの機能の利用妨害の禁止 【7条2号】	○							
	⑤他の課金システムの利用妨害の禁止 【8条1号】	○							
	⑥リンクアウト、ステアリングの制限等の禁止 【8条2号】	○	[法人] 罰金3億						
	⑦他のブラウザエンジンの利用妨害の禁止 【8条3号】	○				[代表者] 罰金300万			
	⑧自社のソーシャルログインの利用強制の禁止 【8条4号】	—							
	⑨検索結果の表示における自社優遇の禁止 【9条】	—	—						
遵 守 義 務	①取得データの使用条件等の開示に係る措置 【10条】	—	勧告 ↓ 命令	—	[個人] 罰金100万	—	—	—	
	②取得データの利用者に対する移転に係る措置 【11条】	—							
	③デフォルト設定の変更、選択画面の表示に係る措置 【12条1号ロ・2号】	—							
	④追加インストールの同意、アンインストールに係る措置 【12条1号ハ】	—							
	⑤仕様変更等の開示、期間の確保等に係る措置 【13条】	—							
その他	公正取引委員会への報告を理由とした不利益取扱いの禁止 【15条2項】	—							

禁 止 行 為

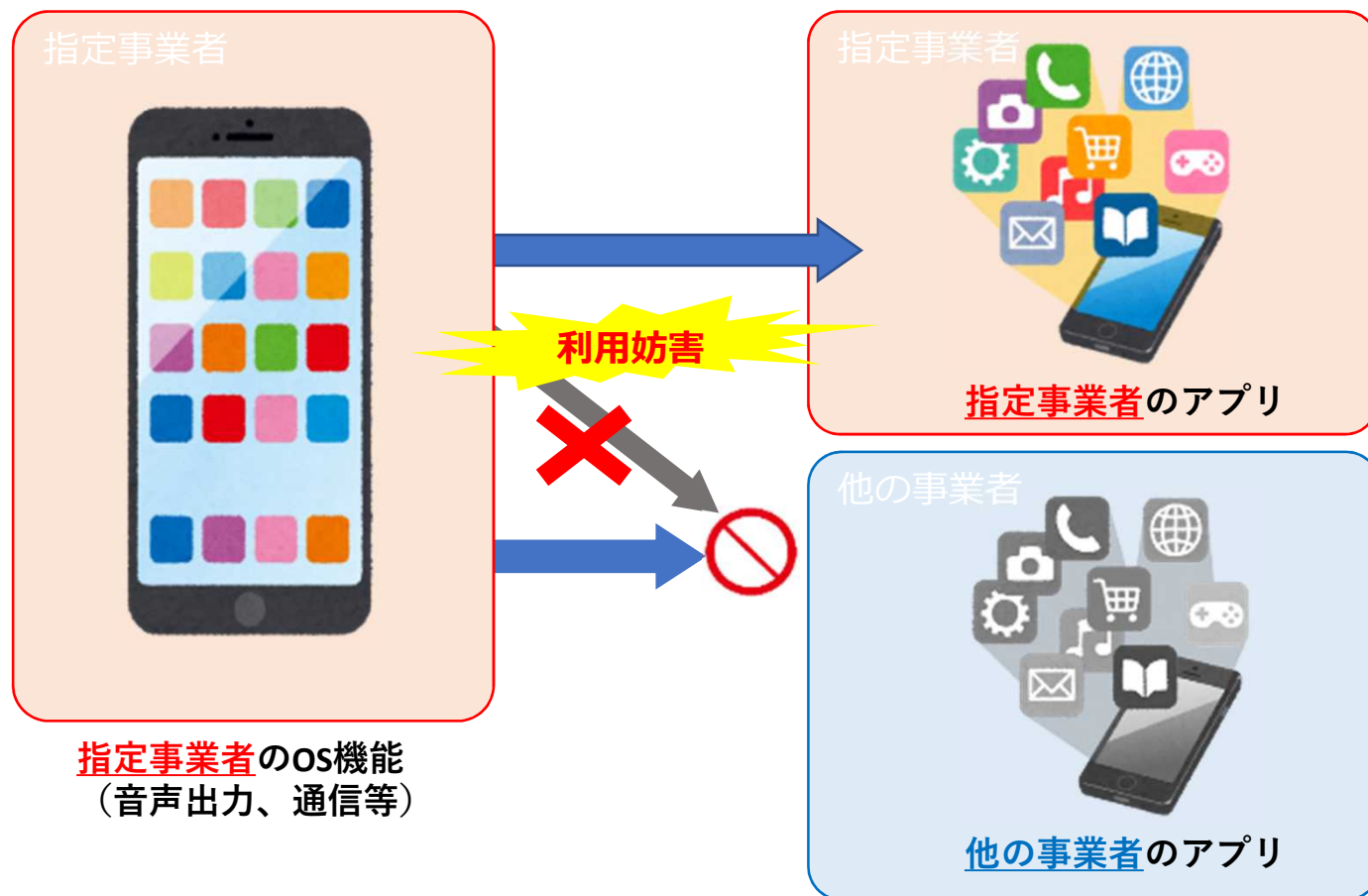
③他のアプリストアの提供妨害の禁止（7条1号）



- 例）
- ・代替アプリストアの利用を不可とする技術的仕様を設ける
 - ・代替アプリストアの利用を断念するよう誘導する表示を行う

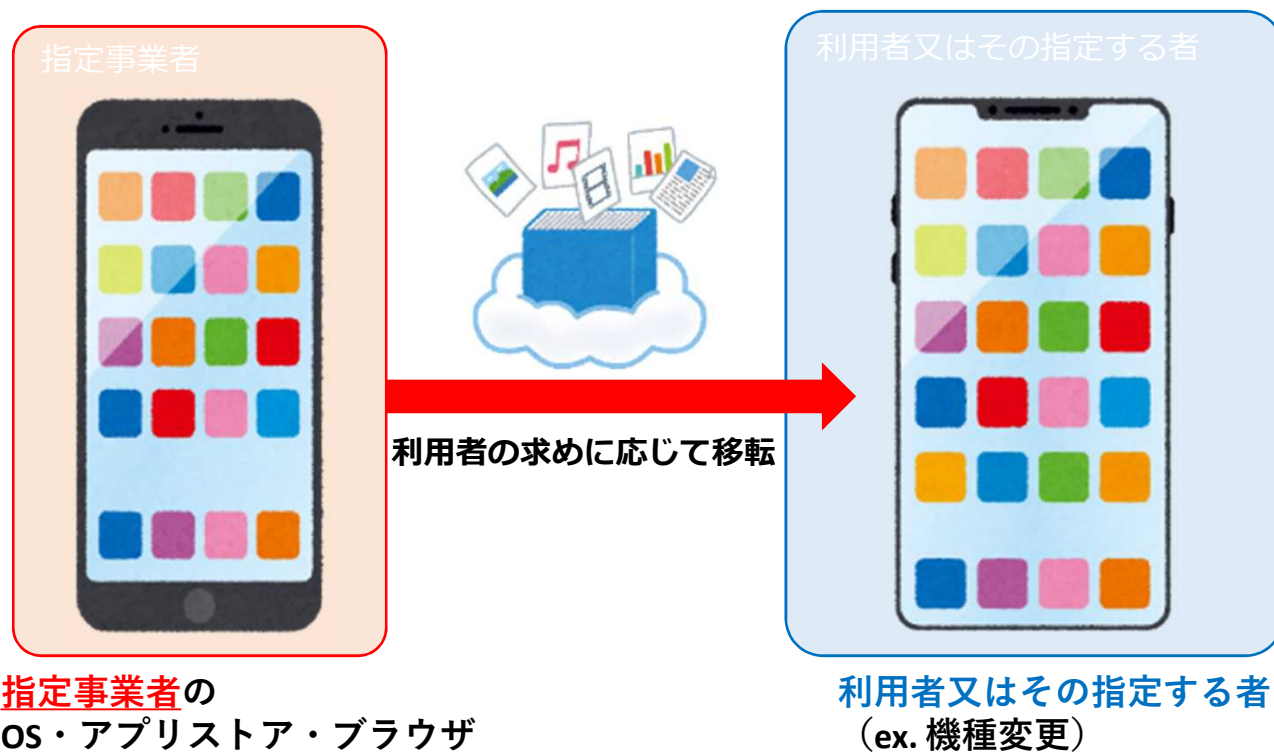
禁 止 行 為

④モバイルOSの機能の利用妨害の禁止（7条2号）



遵 守 義 務

②取得データの利用者に対する移転に係る措置（11条）



遵 守 義 務

③デフォルト設定の変更、選択画面の表示に係る措置(12条 1 号ロ・2 号)

指定事業者

<表示例>

標準のアプリ

以下をタップして標準のアプリを変更することができます。

- **ブラウザアプリ**
Aアプリ
- **電話アプリ**
Bアプリ
- **メッセージアプリ**
Cアプリ
- **メールアプリ**
Dアプリ

【デフォルト設定】
指定事業者が提供する個別ソフトウェアが起動する場合、簡易な操作により当該標準設定を変更することができるようにするために必要な措置を講じる必要あり

【選択画面】
指定事業者は、標準設定をすることができる同種の複数の個別ソフトウェアについての選択肢が表示されるようにする措置を講ずる必要あり

- OS： ブラウザ、検索アプリ
- ブラウザ： 検索エンジン

指定事業者

<表示例>

標準とするブラウザを設定しましょう。

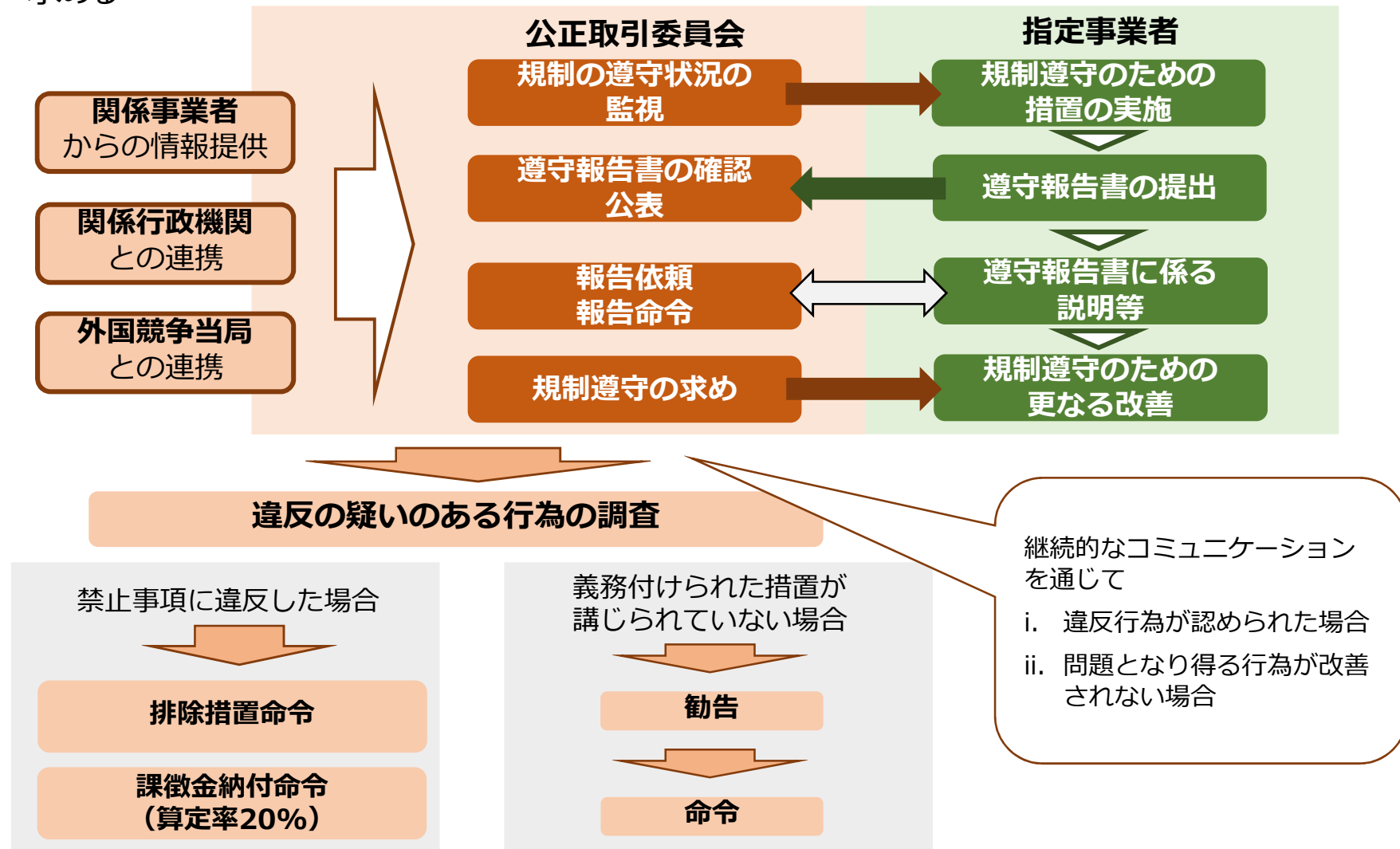
ウェブサイトを開覧する際にこのアプリを使用することになります。

- ブラウザアプリA ▾ ○
- ブラウザアプリB ▾ ○
- ブラウザアプリC ▾ ○
- ブラウザアプリD ▾ ○
- ブラウザアプリE ▾ ○

標準として設定する

継続的なコミュニケーションを通じた法運用

- 指定事業者やアプリ事業者等のステークホルダーと継続的に対話しながら、ビジネスモデルの改善を求める



スマホソフトウェア競争促進法

(スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律)

スマホソフトウェア競争促進法施行令（政令）

- 規制対象事業者の指定に係る基準、正当化事由の目的、選択画面の対象となるソフトウェア等を含め、スマホソフトウェア競争促進法において政令に委任されている各事項を規定するもの。
(※ 規制対象事業者の指定に係る基準については、年度における各月の特定ソフトウェアの平均利用者数が4000万人以上であることを規定済。)

スマホソフトウェア競争促進法施行規則（規則）

- 使用を禁止するデータや取得等の条件を開示するデータの対象、選択画面の表示方法、仕様等の変更等に係る情報開示等の具体的な実施方法のほか、遵守報告書の提出に係る詳細、法に違反する行為の調査に係る詳細といった、スマホソフトウェア競争促進法（又は施行令）において、公正取引委員会規則に委任されている各事項を規定するもの。

スマホソフトウェア競争促進法に関する指針（ガイドライン）

- 指定事業者の禁止行為に係る規定に違反する行為及び指定事業者の講ずべき措置に係る規定の遵守のために指定事業者が行うべき行為の明確化とともに、公正取引委員会における法の運用に当たっての方針の明確化によって、法の円滑かつ適切な運用に資することを狙いとするもの。
- 指針の構成は以下のとおり。
 - 第1 はじめに
 - 第2 基本的考え方
 - 第3 禁止行為及び講ずべき措置についての考え方
 - 第4 遵守報告についての考え方
 - 第5 関係行政機関との連携の在り方

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する検討会①

開催の趣旨

スマートフォンが急速に普及し、国民生活や経済活動の基盤となる中で、スマートフォンの利用に特に必要なソフトウェア（以下「特定ソフトウェア」という。）について、セキュリティの確保等を図りつつ、競争を通じて、多様な主体によるイノベーションが活性化し、消費者がそれによって生まれる多様なサービスを選択できその恩恵を享受できるよう、競争環境の整備を行うため、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律が令和6年6月に公布された。

▶ 同法の施行に向けて、セキュリティの確保や青少年の保護等を図りつつ、特定ソフトウェアに係る競争を促進する観点から、政令又は公正取引委員会規則で定めることとされている事項及びガイドラインの内容について検討を行うことなどを目的として開催

検討会委員

石井 夏生利	中央大学国際情報学部 教授	仲上 竜太	一般社団法人日本スマートフォンセキュリティ協会 技術部会長
座長 依田 高典	京都大学大学院経済学研究科 教授	日高 正博	一般社団法人DroidKaigi 代表理事
上沼 紫野	LM虎ノ門南法律事務所 弁護士 一般社団法人安心ネットづくり促進協議会 理事	増田 悦子	公益社団法人全国消費生活相談員協会 前理事長
川濱 昇	追手門学院大学法学部 教授	榎田 佳江	板橋区立高島第二小学校 校長
伊永 大輔	東北大学大学院法学研究科 教授	山田 香織	フレッシュフィールズ法律事務所・フレッシュフィールズ 外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業） パートナー弁護士
滝澤 紗矢子	東京大学大学院法学政治学研究科 教授		

施行に向けたスケジュール

〈令和7年〉

1月	3月	4月～5月	7月	7月～12月	年末
有識者検討会 グローバルフォーラムの開 催	規制対象事業者の 指定	政令、規則、 ガイドラインの パブリックコメント	政令、規則、 ガイドラインの 成案の公表	法律の周知、広報 事業者相談窓口の 設置	全面施行 (12月18日)

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する検討会②

検討会における検討状況

○ これまでに検討会を11回開催し、禁止事項及び遵守事項について討議。

	開催日	議題
第1回	令和6年9月30日	1 事務局から検討会における検討事項等に関する説明 2 委員から御発言 3 自由討議
第2回	令和6年10月25日	1 一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラムからのヒアリング 2 規制対象事業者の指定に係る基準についての討議
第3回	令和6年11月28日	・ Google LLCからのヒアリング
第4回	令和6年12月5日	・ Apple Inc.からのヒアリング
第5回	令和6年12月16日	1 一般社団法人新経済連盟からのヒアリング 2 法第5条に係る規定についての討議
第6回	令和7年1月28日	・ 法第7条及び第8条に係る規定についての討議
第7回	令和7年2月7日	1 正当化事由に係る規定についての討議 2 法第10条及び第11条に係る規定についての討議
第8回	令和7年2月27日	・ 法第6条及び第13条に係る規定についての討議
第9回	令和7年3月10日	・ 法第9条及び第12条に係る規定についての討議
第10回	令和7年4月3日	・ 政令、公正取引委員会規則及びガイドラインの素案についての討議
第11回	令和7年7月11日	1 政令、公正取引委員会規則及びガイドラインの素案についての討議 2 今後のデジタル分野における競争環境の整備に対する提言についての討議

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する検討会における議論を踏まえた 公正取引委員会に対する提言

○ 本検討会では、令和6年9月以降、スマホソフトウェア競争促進法の施行に向けて、同法の実体規定に係るルールの細則を定める下位法令や解釈等の明確化を図るガイドラインの策定に関して、構成員による活発かつ建設的な議論が行われた。同法については、法遵守を担保する観点からの積極的な意見が出される一方で、慎重な立場からの意見も見られた。公正取引委員会には、特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争の確保のため、本検討会で出された様々な議論も踏まえつつ、引き続き、関係事業者を始めとする様々な利害関係者の意見を聴くなどしながら、下位法令やガイドラインを策定するとともに、法施行後の法運用を適切かつ効果的に行うことを期待したい。

○ 同法の運用においては、そもそも競争上の問題の大きさに比して適切な規制になるように配慮することが求められるべきであるところ、公正かつ自由な競争の確保という観点に加え、スマートフォンの利用者のセキュリティ、プライバシー、青少年保護を始めとする、安心・安全なスマートフォンの利用環境の確保という観点もまた重要である。もっとも、安心・安全なスマートフォンの利用環境の確保に関しては、独占禁止法を補完する同法の運用を通じた対応には一定の限界があるところ、諸外国においてもデジタルサービスの利用を巡るユーザーの安全性の確保を図るための規制の導入等が見られるように、本来、競争政策とも連携しながら他の政策的見地からのきめ細やかなアプローチが必要とされる問題である。我が国においても、関係省庁や事業者団体において関連する取組が進められる中で、公正取引委員会と関係省庁や事業者団体との連携が継続することを期待したい。

○ また、検討会での議論においては、必ずしもスマホソフトウェア競争促進法の射程にとどまらない、デジタル分野に係る議論や問題提起もなされたところである。同法の附則第2条においては「この法律の施行後三年を目途として、この法律の規定の施行の状況を勘案し、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」旨が規定されているところ、特に以下の2点が将来的な検討課題である。公正取引委員会においては、必要に応じて実態調査を行うなどしながら、将来的な立法的対応の必要性の有無に関する検討を含め、競争上の問題に応じた適切な対応が採られることを期待したい。

（スマートフォン以外のデバイスに関する競争上の問題）

○ スマホソフトウェア競争促進法は、規制の対象となるデバイスをスマートフォンに限定しているところ、「モバイル・エコシステムに関する競争評価 最終報告」（デジタル市場競争会議2023年6月16日）においても、ブラウザに関する競争上の問題はPC等にも共通する旨が指摘されているように、スマホソフトウェア競争促進法が扱う競争上の問題と同様の問題は、スマートフォン以外のデバイス（PC、タブレット、ウェアラブル端末、IoT端末など）においても生じ得る。

（特定ソフトウェア以外のデジタルサービスに関する競争上の問題）

○ スマホソフトウェア競争促進法の対象であるアプリストアやブラウザ等の特定ソフトウェアのほかにも、欧州のデジタル市場法が規制の対象とするコアプラットフォームサービスを含め、消費者が日常生活で関わるデジタルサービスには様々なものがあるところ、スマホソフトウェア競争促進法が扱う競争上の問題と同様の問題がこれらにおいても生じ得る。

○ また、スマホソフトウェア競争促進法は、生成AIの本格的な普及前に立法に向けた検討が行われたこともあり、必ずしも生成AIの存在・影響を念頭において立法されたものではない。生成AIについては、現在公正取引委員会において実態調査が行われているが、スマートフォンを巡る競争環境に与え得る影響等を含め、適切に把握する必要がある。

○ 以上を踏まえ、公正取引委員会においては、スマホソフトウェア競争促進法の適切かつ効果的に運用するとともに、様々なデジタルサービス等に関して競争政策により対応すべき課題に適切に対処することにより、デジタル分野における公正かつ自由な競争を確保し、イノベーションが促進され、消費者がそれによって生まれる多様なサービスを適切な態様で享受することができる環境整備が進められることを期待したい。

公開での議論と海外当局との連携：デジタル競争グローバルフォーラムの開催

第1回
デジタル競争グローバルフォーラム：
規制と国際連携
1st Global Forum on Digital Competition:
Regulation and International Cooperation

《競争法とグローバルなビジネス展開》
Competition Law and Global Business Expansion

開催日時
2025年1月31日(金)
Jan 31 (Fri), 2025
10:00-16:00

会場
一橋講堂 (一橋大学千代田キャンパス)
2階中会議場
東京都千代田区一ツ橋 2-1-2
2-1-2 Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo 101-8439
Hitotsubashi Hall, National Centennial Science Building

参加申し込みサイト
QRコード

日英同時通訳あり
With simultaneous
Japanese-English interpretation

オンライン配信あり
Live streaming available

参加無料
Free admission

お問い合わせ先
Inquiry
platform2019@jftc.go.jp

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

➤ デジタル競争グローバルフォーラム
各国・地域の競争当局職員や研究者、実務家、関係事業者等によるパネルディスカッションを実施
(参加者) 欧州委、英CMA、米FTC/DOJ、豪ACCC、
Apple、Google、Microsoftほか

第1回 R7.1.31「規制と国際連携」
第2回 R8.1 開催予定

みなさまにお伝えしたいこと

本法により競争環境が整備されることを通じ、多様な主体によるイノベーションが活性化し、消費者がそれによって生まれる多様な商品・サービスを選択できる状況を実現していきたい

関係事業者のみなさまへ

- そのためには、関係事業者のみなさまの積極的な事業活動や新規参入が不可欠であるが、これを促進するための環境を整備することがスマホソフトウェア競争促進法の役割
- 今後、公正取引委員会がスマホソフトウェア競争促進法を的確に運用していくためには、関係事業者のみなさまからの情報提供が重要
- 何かあれば気軽に公取委に情報を寄せていただきたい

消費者、消費者団体のみなさまへ

- 利用者の立場からは、「便利なアプリがもっと増えること」、「選べる自由が増えること」、「価格が柔軟に変わること」などが期待される
- 他方、本法はスマホを利用者の安全・安心もしっかり確保できるよう設計
 - 具体的には、セキュリティの確保、プライバシーの保護、青少年の保護、スマホの異常動作の防止、犯罪行為の防止を目的とした正当化事由を定めており、これらの目的のために必要不可欠な行為については禁止されない
- 競争の促進や選択肢の増加という観点に加え、安全・安心の観点からも、様々な関係事業者との対話を重ねながら運用し、公正かつ自由な競争の確保と、利用者の利便性や安全・安心の確保を両立を図る